相談

内　容	日　時	場　所	申込・問い合わせ先
弁護士相談［要予約］（法律相談全般） ※受付は9月17日㈭から。 ※相談時間は20分。	10月５日㈪13：00～15：00	尾道市役所	秘書広報課 ☎0848-38-9395 すでに弁護士に相談中のもの、書面の作成やチェックについての相談などは対象外です。また、相談は1回限りで、繰り返し相談することはできません。
	10月16日㈮13：00～15：00		
	10月８日㈭13：00～16：00	因島総合支所	
司法書士相談［要予約］ （土地・建物の登記ほか） ※相談時間は30分。	９月17日㈭13：00～16：00	御調支所	
	10月13日㈫13：00～16：00	向島支所	
	10月19日㈪13：00～16：00	尾道市役所	
	10月21日㈬13：00～16：00	因島総合支所	
行政相談 （国等に対する意見ほか。行政相談委員が対応）	10月１日㈭13：00～16：00	因島総合支所	
	10月９日㈮13：00～16：00	瀬戸田支所	
	10月12日㈪13：00～16：00	尾道市役所／向島支所	
	10月13日㈫13：00～16：00	みつぎいこい会館	
弁護士法律相談［要予約］ ※利用には収入などの条件あり。 ※相談日の一週間前の10：00から予約受付。	10月14日㈬10：00～16：00	広島地方裁判所 尾道支部内（新浜一丁目）	広島弁護士会尾道地区会 ☎0848-22-4237
	10月28日㈬10：00～16：00		
行政書士無料相談会 （相続・遺言・農地法その他許認可手続き）	10月10日㈯10：00～16：00	総合福祉センター	広島県行政書士会尾道支部 ☎0848-29-6514
空き家バンク「空き家相談会」 ※対象地域はお問い合わせください。	10月10日㈯10：00～16：00	北村洋品店 （三軒家町3-23）	NPO法人尾道空き家再生プロジェクト ☎080-5624-5067
東部地域県民相談室 （離婚・相続・借金・近隣トラブルほか）	月～金曜（祝日を除く） 9：15～12：00、13：00～16：00	広島県福山庁舎３階	東部地域県民相談室 ☎084-931-5522（※1）
人権相談 （差別や近隣とのもめごとなどの人権問題ほか。人権擁護委員が対応）	月～金曜（祝日を除く） 8：30～17：15	広島法務局尾道支局 （古浜町27-13）	広島法務局尾道支局 ☎0848-23-2883
くらしサポートセンター尾道 （働きたくても働けない、経済面等で生活に困っているほか。）	月～金曜（祝日を除く） 9：00～16：00	総合福祉センター	くらしサポートセンター尾道 ☎0848-21-0322
子育て世代包括支援センター“ぽかぽか” （妊娠・出産・子育て）	月～金曜、第4日曜（祝日を除く） 8：30～17：15	総合福祉センター	健康推進課 ☎0848-36-5003
青少年相談室 ※来所・訪問相談可。 （子どもの非行・学業・感情・家庭・いじめ）	月～金曜（祝日を除く） 9：00～15：30	青少年センター （旧筒湯小学校内）	青少年センター ☎0848-37-9459
年金相談（公的年金制度全般）［要予約］ ※予約締切時間は、希望日の前日（土・日・祝日を除く）の12：00まで。	火・木曜（祝日を除く）　10：00～15：30	尾道市役所	三原年金事務所 ☎0848-63-4111
	月曜（祝日を除く）　10：00～15：30	因島総合福祉保健センター	
	金曜　10：00～15：30	向島支所	
消費生活相談（電話相談可）	月～金曜（祝日を除く） 9：00～12：00、13：00～17：00	尾道市役所	尾道市消費生活センター ☎0848-37-4848
就職相談 **尾道しごと館［予約優先］** （仕事や就職に不安や悩みを持つ人の相談窓口）	９月17日㈭16：30～19：20	尾道市役所	商工課 ☎0848-38-9183
	10月８日㈭13：30～16：20		
	９月16日㈬13：30～15：20	因島総合支所	しまおこし課 ☎0845-26-6212
	10月21日㈬13：30～15：20		
就職相談 **因島一日職業相談会**	９月16日㈬10：00～14：00	因島総合支所	ハローワーク尾道 ☎0848-23-8609
	10月21日㈬10：00～14：00		
就職相談 **就職支援セミナー** （応募書類作成・面接対策・実践コースなど）	月2回（お問い合わせください。）	ハローワーク尾道	
	月1回（お問い合わせください。）	因島市民会館	

※1　東部地域県民相談室については、広島県生活センター（☎082-223-8811）でも相談できます。
◆総合福祉センターにおいても、各種相談を行っています。申問社会福祉協議会（☎0848-21-0322）

■料金や申込方法の記載のないものは無料または申込不要です。
日日時・期間　場場所　対対象　内内容　定定員　料料金　持持参物　締締切
申申込方法・申込先　問問い合わせ先　☎電話　FAXファクス　✉電子メール　HPホームページ

消費生活 相談ファイル

持続化給付金の不正受給を持ちかける手口に注意！

？ 相談内容

大学の先輩から無料通話アプリにメッセージが届いた。「特定の会社を通じて持続化給付金を申請すると、大学生でも100万円の給付金が受け取れる。銀行口座とマイナンバー等の情報を書類に記入し、後は代理人に任せれば、手数料を引いた60万円を渡す。」という内容だ。実際に給付金を受け取った学生もおり、学内でも流行っているようだが、詐欺ではないかと不安に思い相談した。（20歳代　男性）

！ アドバイス

受給資格がない人に持続化給付金の不正受給を持ちかける誘いには絶対に乗らないでください。持続化給付金は事業者（個人事業主も含む）に対して支払われます。受給資格がないサラリーマンや学生が自身を事業者と偽って申請することは犯罪行為（詐欺罪）にあたると考えられます。誘いに乗った人自身も罪に問われる可能性が高いです。

◆友人や先輩、SNSを通じて誘いを受けてもきっぱりと断りましょう。
たとえ、友人や先輩から誘われたとしても、このような不正受給を持ちかける悪質な誘いには絶対に乗らないようにしましょう。不正受給に加担してしまうと、取り返しのつかないことになりかねません。

◆今後、新たな手口の勧誘が行われる可能性があります。不安に思ったときは消費生活センターまたは、「広島県新型コロナウイルス感染症対策県民相談窓口」（☎082－513－2826）までご相談ください。

■消費生活に関するトラブル等について、気軽にご相談ください　問尾道市消費生活センター（商工課内☎0848－37－4848）

新型コロナウイルス感染症に起因する困りごと電話相談

広島司法書士会では、新型コロナウイルス感染症にともなう、生活や仕事などに困りごとを抱えた方々への相談に無料で応じる「新型コロナウイルス感染症に起因する困りごと電話相談」を実施します。

【日　時】開催中～10月28日㈬の月・水曜日（祝日は除く）　17～20時
【電　話】0120－550－503（フリーダイヤル）　【相談料】無料
【相談例】・収入が減り、このままでは生活できない。
・売上げが減少し、従業員への給与支払いが滞りそう。
・家賃・借金（ローン等）が払えない。
・感染防止を理由に、会社から無休での休業を命令された　など

尾道市医師会当番医

診療時間：９：00～17：00（時間厳守）

月　日	内科系	小児科系	外　科
9月13日	山本病院 高須　☎46－0634	かなもと医院（小・内） 門田　☎23－4677	正岡外科胃腸科医院 栗原西1　☎23－5255
20日	森本医院 天満　☎22－5009	向島小児科外科クリニック（小・外） 向島　☎44－7881	板阪整形外科クリニック 高須　☎56－0506
21日	湯浅内科 土堂2　☎23－7070	宮地クリニック（小・内） 栗原　☎22－8855	上野整形外科 高須　☎46－0080
22日	平櫛内科医院 栗原東2　☎22－9748	ささき小児科医院（小・内） 西御所　☎22－4083	得本医院 向島　☎45－0555
27日	松本病院 久保3　☎37－2400	おぐら小児科（小・内） 高須　☎20－2370	くさか整形外科 美ノ郷　☎48－4870
10月 4日	村上記念病院 新浜1　☎22－3131	土本ファミリークリニック（小・内） 向島　☎44－0246	坂上整形外科クリニック 向東　☎45－3800
11日	井手内科クリニック 土堂2　☎22－3738	板阪内科小児科医院（内・小） 西久保　☎37－3803	古島整形外科 高須　☎20－2222

尾道市歯科医師会当番医

診療時間：９：00～13：00（時間厳守）

月　日	歯　科
9月13日	田中第二歯科 栗原　☎24－2888
20日	オカノ歯科医院 栗原　☎24－0240
21日	小川第二歯科医院 高須　☎46－4568
22日	柏原ファミリー歯科 向島　☎45－4618
27日	カメイ歯科 栗原　☎25－2557
10月 4日	苅田歯科医院 天満　☎22－5650
11日	河上歯科医院 西則末町　☎22－2882

※市外局番はいずれも「0848」です。※診療時間にご注意ください。
※内科系・小児科系・外科では、昼食時間などによりお待たせする場合があります。
※変更になることがありますので、尾道市消防局（☎0848－55－9120）または当番医へ受診前に電話でご確認ください。
※因島地区については「因島医師会病院（因島中庄町☎0845－24－1210）」がすべての休日に対応します。
※瀬戸田地区については、お知らせカレンダーをご参照ください。
※毎日（土・日・祝日を含む）20：00～23：00は夜間救急診療所で診療しています。急なけがや病気の際はご利用ください。